

目 次

津市規則

津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
津市消防長事務専決規則の一部を改正する規則

津市告示

公示送達

放置自転車の撤去及び保管
令和8年度労働報酬下限額
令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
地域密着型サービス事業者の指定
地域密着型サービス事業者の廃止

津市コミュニティバス（南部地域（久居地域））の使用料徴収事務の一部委託
津市コミュニティバス（南西部地域（美里地域））の使用料徴収事務の一部委託
津市コミュニティバス（南西部地域（一志地域））の使用料徴収事務の一部委託
津市コミュニティバス（南西部地域（白山地域））の使用料徴収事務の一部委託
津市コミュニティバス（南西部地域（美杉地域））の使用料徴収事務の一部委託
津市コミュニティバス（北西部地域（安濃地域））の使用料徴収事務の一部委託
津市コミュニティバス（北西部地域（河芸地域））の使用料徴収事務の一部委託
津市コミュニティバス（北西部地域（芸濃地域））の使用料徴収事務の一部委託
認可地縁団体の告示事項の変更
住民票の職権消除

津市公告

津都市計画道路事業の事業計画の変更認可
津都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧
地域計画案の縦覧
モバイル端末機による遠隔通訳システム業務委託に係る条件付一般競争入札の実施
地域計画案の軽微な変更
開発行為に関する工事の完了
道路位置の指定
開発行為に関する工事の完了

津市上下水道事業告示

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）流域関連津市特定環境保全公共下水道事業計画の変更の案の縦覧
公共下水道の供用及び下水の処理の開始

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

津市指定有形文化財の指定解除

津市選挙管理委員会告示

選挙人名簿からの抹消

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 5 号

津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 4 9 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市消防長事務専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 6 号

津市消防長事務専決規則の一部を改正する規則

津市消防長事務専決規則（平成 1 8 年津市規則第 2 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 6 号を第 3 7 号とし、第 3 2 号から第 3 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 1 号中「第 1 9 条第 1 項」を「令第 1 9 条第 1 項」に改め、同号を同条第 3 2 号とし、同条中第 3 0 号を第 3 1 号とし、第 2 9 号を第 3 0 号とし、第 2 8 号の次に次の 1 号を加える。

(29) 法第 2 2 条第 3 項の規定による火災に関する警報の発令に関すること。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(38) 津市火災予防条例（平成 1 8 年津市条例第 2 6 0 号）第 2 9 条の 8 第 1 項の規定による林野火災に関する注意報の発令に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第34号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月5日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
中河原地内	1	令和8年2月2日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和8年2月4日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	1	令和8年2月4日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和8年2月12日
久居新町地内	1	令和8年2月12日
久居元町地内	1	令和8年2月12日
戸木町地内	1	令和8年2月12日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和8年2月16日
戸木町地内	1	令和8年2月17日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和8年2月18日
本町地内	1	令和8年2月19日
南中央地内	1	令和8年2月19日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和8年2月20日
津新町駅北公共自転車等駐車場	3	令和8年2月27日
津新町駅南公共自転車等駐車場	3	令和8年2月27日
津新町駅南第二公共自転車等駐車場	10	令和8年2月27日
津新町駅南第三公共自転車等駐車場	3	令和8年2月27日
阿漕駅前公共自転車等駐車場	1	令和8年2月27日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第35号

令和8年度労働報酬下限額を定めたので、津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第3項の規定により告示する。

令和8年3月5日

津市長 前 葉 泰 幸

令和8年度労働報酬下限額 1, 217円

津市告示第 36 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる地域
政策財務部資産税課	津市全域
政策財務部資産税課分室	
河芸総合支所市民福祉課	河芸地域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃地域
美里総合支所市民福祉課	美里地域
安濃総合支所市民福祉課	安濃地域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲地域
一志総合支所市民福祉課	一志地域
白山総合支所市民福祉課	白山地域
美杉総合支所市民福祉課	美杉地域

2 縦覧期間

令和 8 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

津市告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の1第1号の規定により告示する。

令和8年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人桃郷福祉会
- 2 事業所の名称
デイサービスセンターげいのう逢春園
- 3 事業所の所在地
津市芸濃町棕本5310番地1
- 4 指定年月日
令和8年4月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和8年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人安濃津福祉会
- 2 事業所の名称
デイサービス長岡
- 3 事業所の所在地
津市長岡町709番地5
- 4 廃止年月日
令和8年3月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

三重交通株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

津市中央 1 番 1 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市コミュニティバス（南部地域久居）の使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 8 年 1 月 22 日

4 委託した日

令和 8 年 1 月 22 日

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

津市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

三重交通株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

津市中央1番1号

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市コミュニティバス（南西部地域美里）の使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年1月22日

4 委託した日

令和8年1月22日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

津市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

嬉野タクシー有限公司 一志出張所

(2) 住所又は事務所の所在地

津市久居寺町1195番地2

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市コミュニティバス（南西部地域一志）の使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年1月22日

4 委託した日

令和8年1月22日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

津市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

三重交通株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

津市中央1番1号

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市コミュニティバス（南西部地域白山）の使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年1月22日

4 委託した日

令和8年1月22日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

津市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月10日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
 - (1) 名称
三重交通株式会社
 - (2) 住所又は事務所の所在地
津市中央1番1号
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
津市コミュニティバス（南西部地域美杉）の使用料
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和8年1月22日
- 4 委託した日
令和8年1月22日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

津市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

河芸タクシー株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

津市河芸町東千里132番地5

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市コミュニティバス（北西部地域安濃）の使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年1月22日

4 委託した日

令和8年1月22日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

津市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

三重第一交通株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

津市寿町20番17号

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市コミュニティバス（北西部地域河芸）の使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年1月28日

4 委託した日

令和8年1月28日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

津市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

三重第一交通株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

津市寿町20番17号

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市コミュニティバス（北西部地域芸濃）の使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年1月28日

4 委託した日

令和8年1月28日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

津市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年安濃町告示第22号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃1427番地2

代表者 小林 行生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小林 俊夫 三重県津市安濃町安濃1398番地
変更後	小林 行生 三重県津市安濃町安濃1427番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和8年2月22日の定期総会において選任され、同年3月5日から就任することになったため。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○	○○○○○○○○○○○○○○ ○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○

2 消除した年月日
令和8年3月6日

津市公告第21号

三重県知事による津都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和8年3月3日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画道路事業3・4・21号雲出野田線

津都市計画道路事業3・4・74号半田久居線

2 施行者の名称

津市

3 事務所の所在地

津市西丸之内23番1号

4 事業地の所在

津市半田字口中面、字奥蓮池、字長峯、字尺目、字松ヶ枝、字稗原及び字五反田地内

津市公告第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画道路事業3・4・21号雲出野田線及び3・4・74号半田久居線の事業認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により次の場所において縦覧に供します。

令和8年3月3日

津市長 前 葉 泰 幸

縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市建設部建設整備課

津市公告第23号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を変更しますので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和8年3月4日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地域計画の案の縦覧期間及び時間

期間 令和8年3月4日から令和8年3月17日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前8時45分から午後4時まで

2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎6階）

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

FAX番号 059-229-3168

E-mail 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

津市公告第24号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年3月5日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

モバイル端末機による遠隔通訳システム業務委託

(2) 業務委託の概要

本市役所の窓口等に訪れた外国人の来庁者と本市職員が、受注者により設定されたタブレット端末を用い、三者で円滑なコミュニケーションをとりながら通訳を行う業務（詳細は、別紙仕様書参照）

(3) 業務の履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（36か月）

ア この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年津市条例第319号）第2条第2号に基づく長期継続契約です。

イ この契約は、履行期間の始期の属する年度に係る歳入歳出予算につき、津市議会の議決があったときに効力が生じるものとします。

ウ 津市はこの契約の締結の日の属する年度以降において、津市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができます。

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手

続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。)

- (5) 納期の到来している国税・市町村税を完納している者
- (6) 令和3年度以降に受注した行政窓口でのモバイル端末機による遠隔通訳システム業務について連続12か月以上の履行実績があること。

ただし、自社の運営するコールセンターでの応答率が通算6割以上であること。

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページ当該入札記事内【<https://www.info.city.tsu.mie.jp>】からダウンロードしてください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和8年3月11日(水)午後3時まで

イ 提出場所

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部市民交流課多文化共生担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書(第1号様式)に質問内容を記入の上、提出場所に郵送、電子メール又はFAX(電子メールの場合は、押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。)により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印(入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印)とします。

《送信先》

電子メール 229-3252@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-227-8070

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和8年3月13日（金）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和8年3月17日（火）午後4時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部市民交流課多文化共生担当

(3) 提出方法

提出方法については、原則として一般書留又は簡易書留としますが、当課への持参を可とします。（上記提出期限必着）

また、郵送による提出の場合は当課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからクまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）

であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからキまでの書類の省略をすることができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）及び当該業務委託契約書等（仕様書を含む。）の写し。

令和3年度以降に受注した行政窓口でのモバイル端末機による遠隔通訳システム業務について連続12か月以上の履行実績があること。（完了確認書等の書類添付）

ただし、自社の運営するコールセンターでの応答率が通算6割以上であること。（応答率の実績書類等の添付）

エ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができることとします。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3か月以内に証明されたものに限り、オ及びカについても同じです。）

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

(イ) 市町村税完納証明書

本社所在地における市町村税等の完納証明書を提出してください。

なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写）」を添付してください。）

オ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

カ 印鑑証明書（コピー可）

キ 使用印鑑届（様式第5号）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が実印と異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものを提出してください。

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和8年3月19日（木）までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第6号様式）により通知します。（入札参加資格者には入札者確認票（第7号様式）、入札書（第8号様式）を同封します。）

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札及び開札

(1) 日時

令和8年3月25日（水）午前10時から

(2) 場所

津市西丸之内23番1号 津リージョンプラザ 第7会議室（3階）

(3) その他

入札前に入札者確認票（第7号様式）を提出し確認を受けてください。

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号または津市条件付一般競争入札参加者心得4のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができます。

10 その他注意事項

(1) 入札にあたっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に3か所の封印をしてください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

(2) 落札に当たっては、入札書に記載された

金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって

落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合があります（原則として2回）。
- (4) 本件入札に係る費用は、全て入札者の負担とします。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。なお、入札の中止等に至った場合においても見積りその他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (6) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。
- (7) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時45分から午後4時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

【問い合わせ先】

〒514-8611	三重県津市西丸之内23番1号 市民部市民交流課多文化共生担当
電話番号	059-229-3146
FAX	059-227-8070
メールアドレス	229-3252@city.tsu.lg.jp

津市公告第25号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を変更しますので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和8年3月9日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地域計画の案の縦覧期間及び時間

期間 令和8年3月9日から令和9年3月22日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前8時45分から午後4時まで

2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎6階）

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

FAX番号 059-229-3168

E-mail 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

津市公告第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年3月11日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和8年3月6日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市川方町字里ノ内391番1ほか8筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市春日町三丁目176番地34
株式会社リアルジャパン
代表取締役 高橋 栄

津市公告第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和8年3月12日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定に係る道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定の年月日
令和8年3月10日
- 3 指定道路の位置
津市安濃町東観音寺字北浦646番1
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長
A 34.7メートル
 - (2) 幅員
A 4.5メートル

津市公告第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年3月12日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和8年3月10日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居野村町字西山神493番1ほか4筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市渋見町410番地9
株式会社プラスワン
代表取締役 相原 真吾

津市上下水道事業告示第3号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同法第4条第1項の規定により、中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）流域関連津市特定環境保全公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

令和8年3月12日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

1 下水道事業の種類及び名称

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）流域関連津市特定環境保全公共下水道

2 事業の期間

平成8年11月6日から令和14年3月31日まで

3 縦覧場所

津市殿村5番地

津市上下水道事業局下水道工務課

4 縦覧期間

令和8年3月12日（木）から同月26日（木）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

5 縦覧時間

午前8時45分から午後4時00分まで

津市上下水道事業告示第4号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

1 供用及び処理を開始する年月日

令和8年3月31日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

白塚町の一部、一身田豊野の一部、一身田上津部田の一部、栄町一丁目の一部、広明町の一部、大谷町の一部、鳥居町の一部、観音寺町の一部、洗見町の一部、長岡町の一部、安濃町川西の一部及び安濃町安濃の一部

(2) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

半田の一部、柳山津興の一部、阿漕町津興の一部及び垂水の一部

3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域図）のとおり

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別 分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

津市白塚町1592番地

志登茂川浄化センター

(2) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町52番地5

雲出川左岸浄化センター

6 縦覧場所

津市殿村5番地

津市上下水道管理局営業課

7 縦覧期間

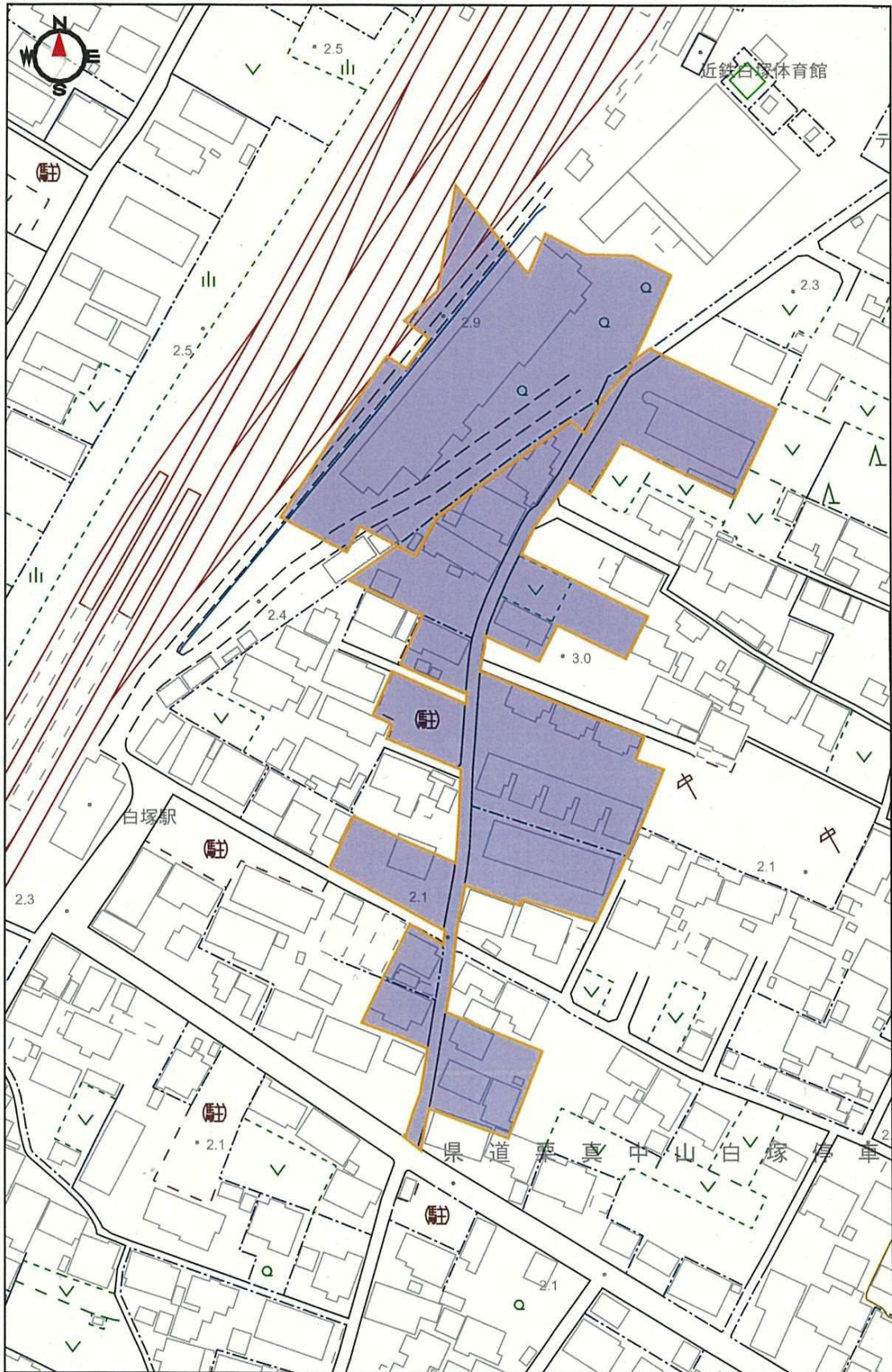
令和8年3月16日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 4 時 00 分まで

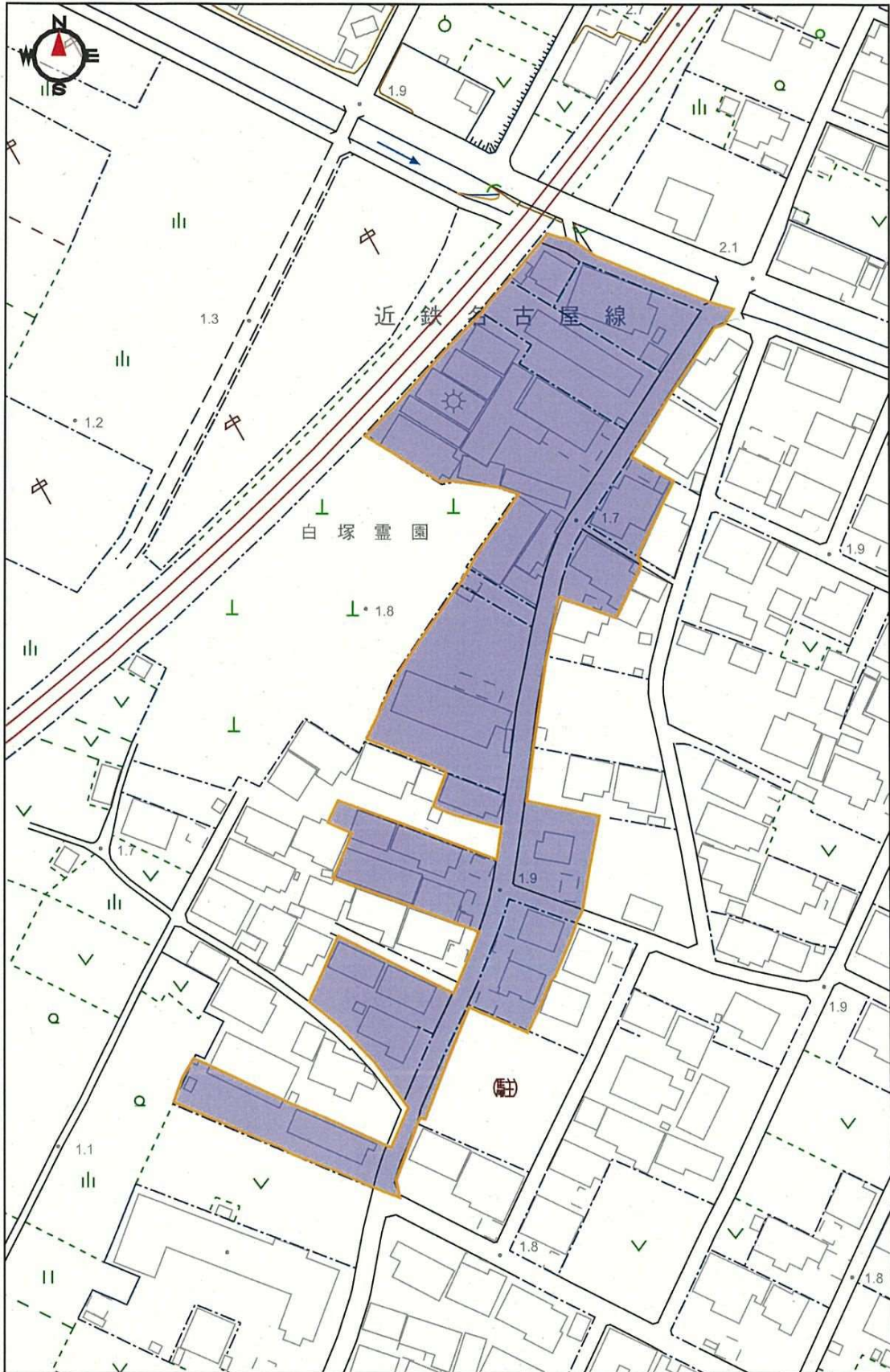
供用開始区域図 白塚町

R8. 3. 31



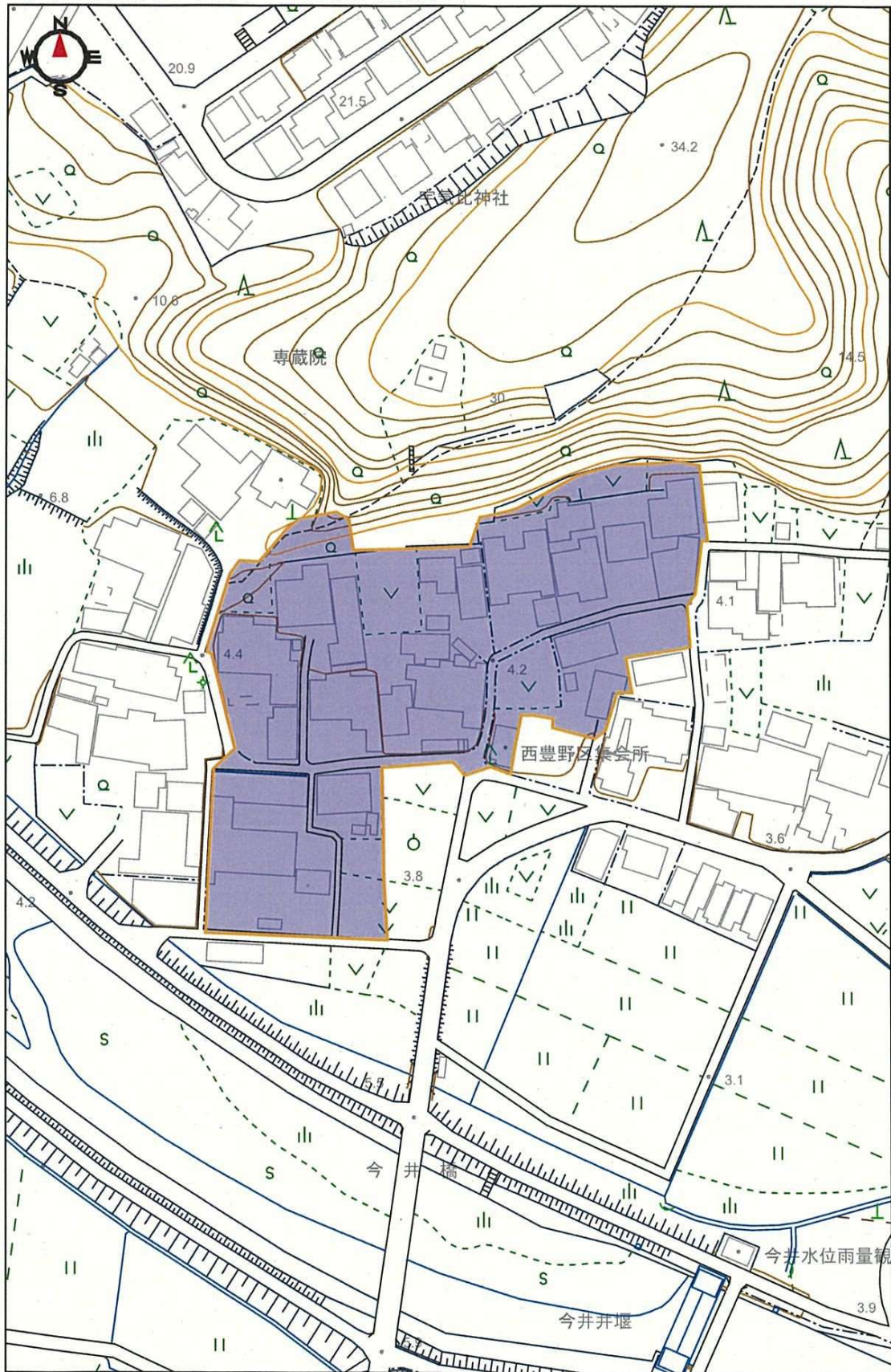
0 70m
1:1,500

津北部第2処理分区



0 70m
1:1,500

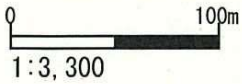
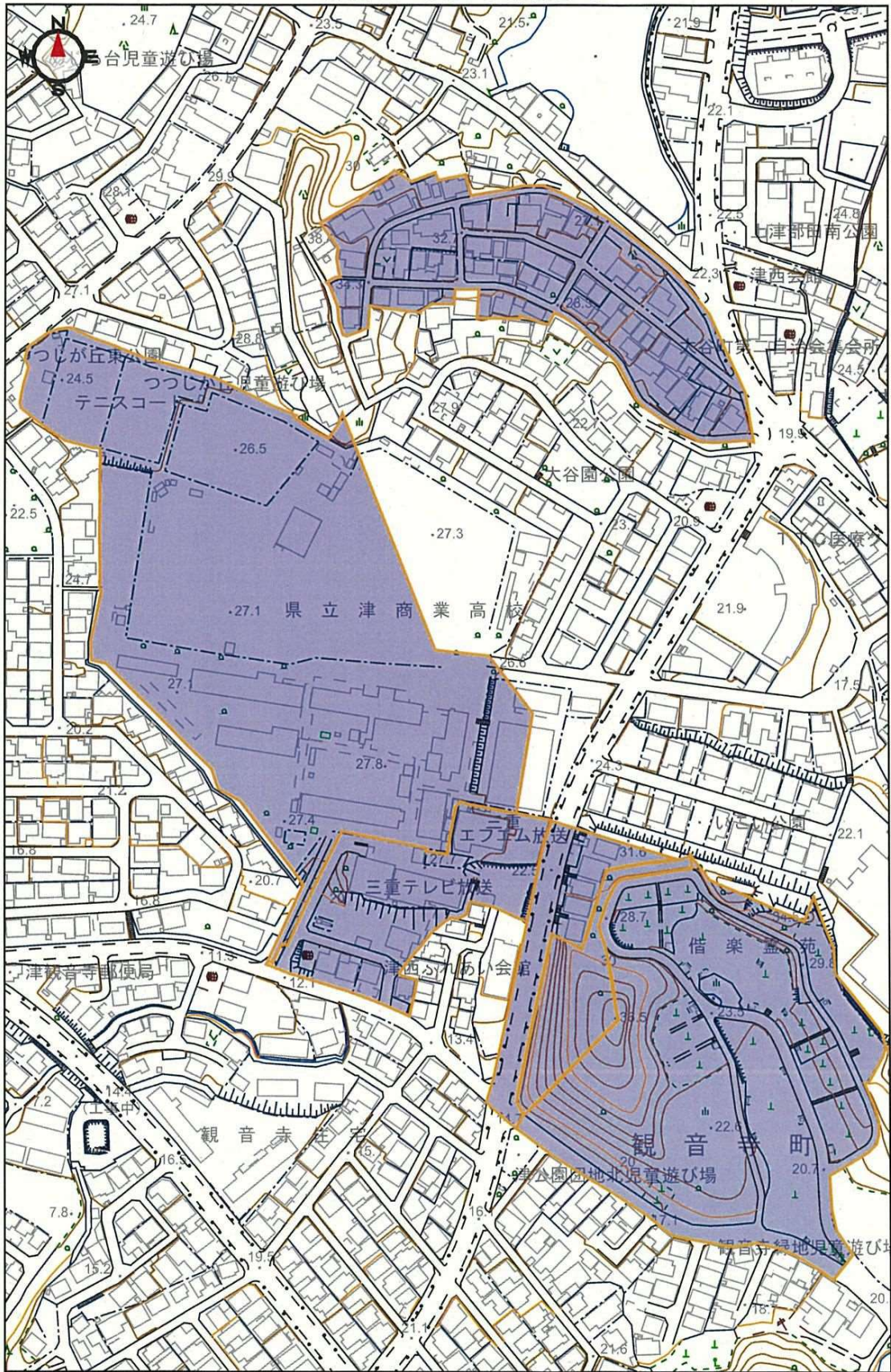
津北部第3-1处理分区



津北部第7-1处理分区

供用開始区域図 一身田上津部田、大谷町、
観音寺町及び渋見町

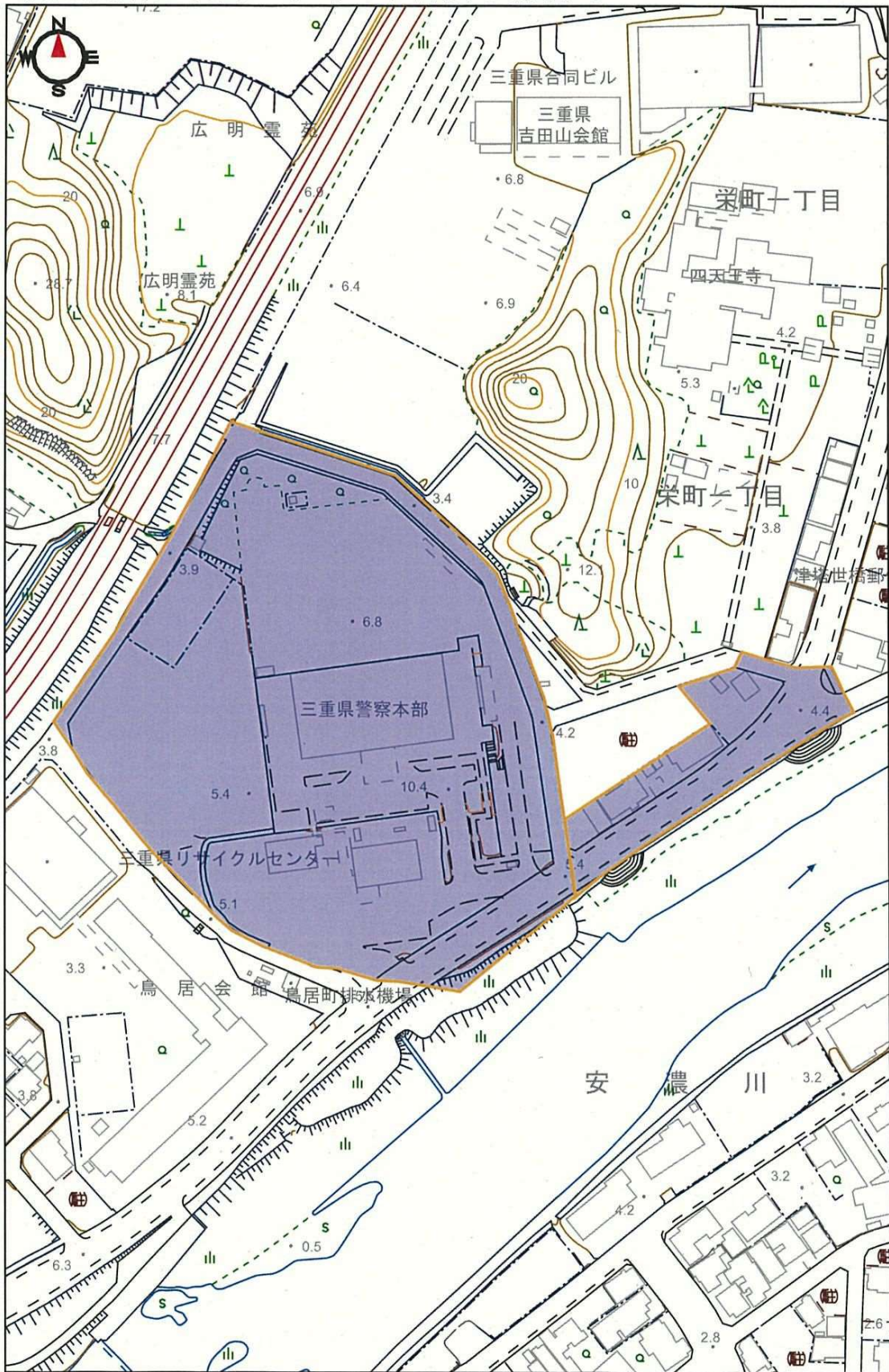
R8. 3. 31



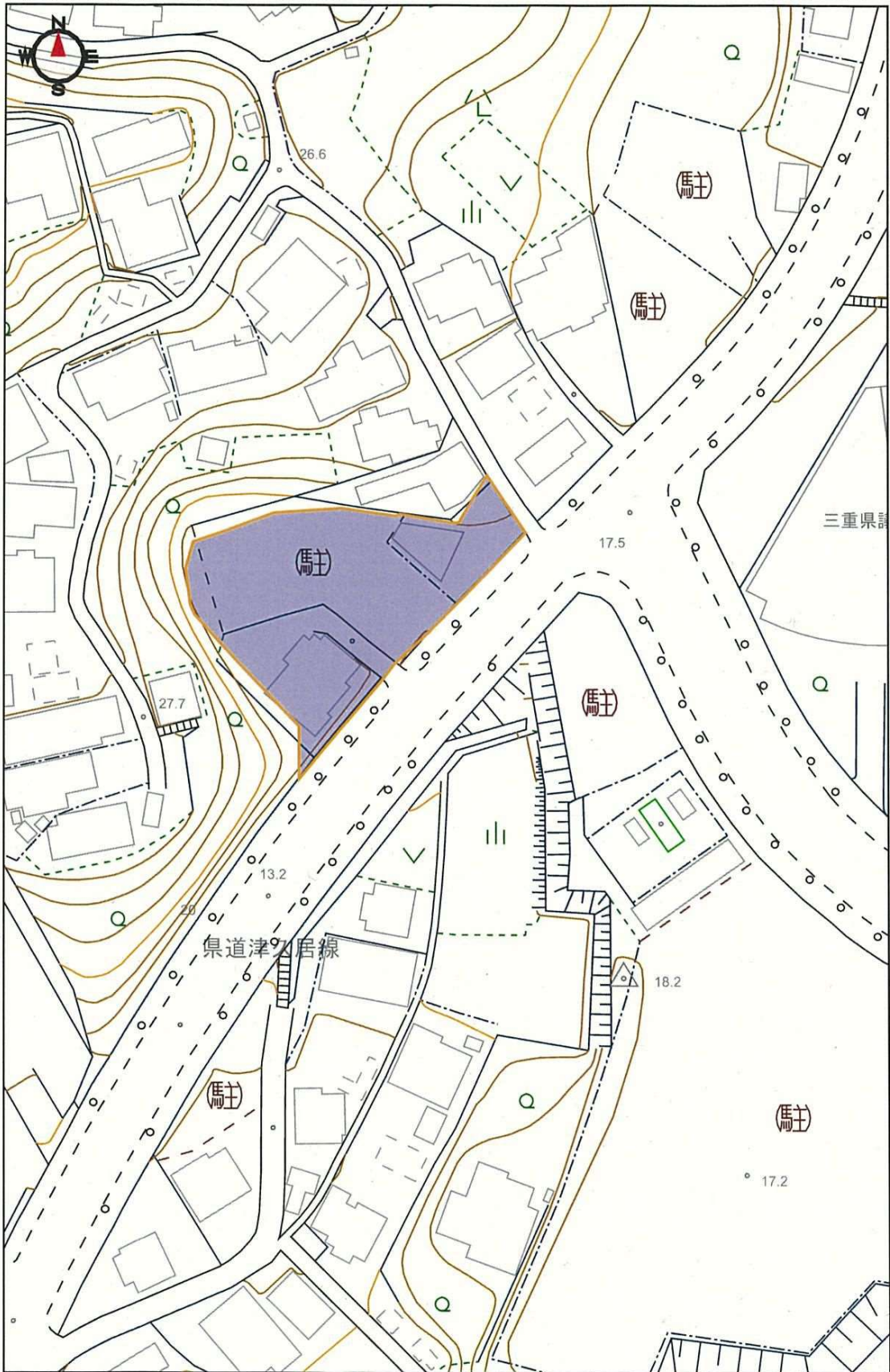
津北部第14処理分区及び
津北部第17-1処理分区

供用開始区域図 栄町一丁目及び鳥居町

R8. 3. 31



津北部第13処理分区



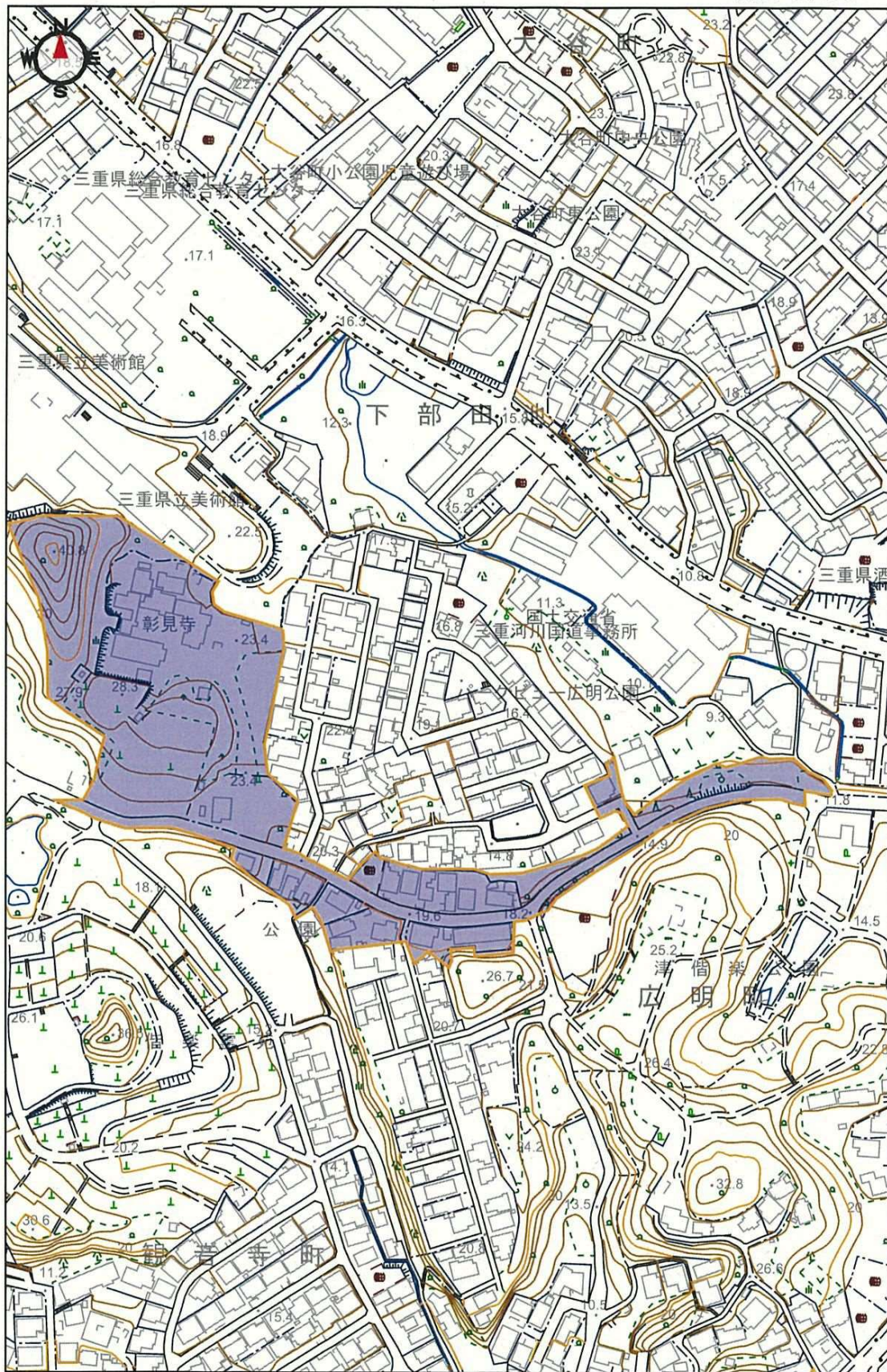
三重県

県道津又居線

津北部第15-1処理分区

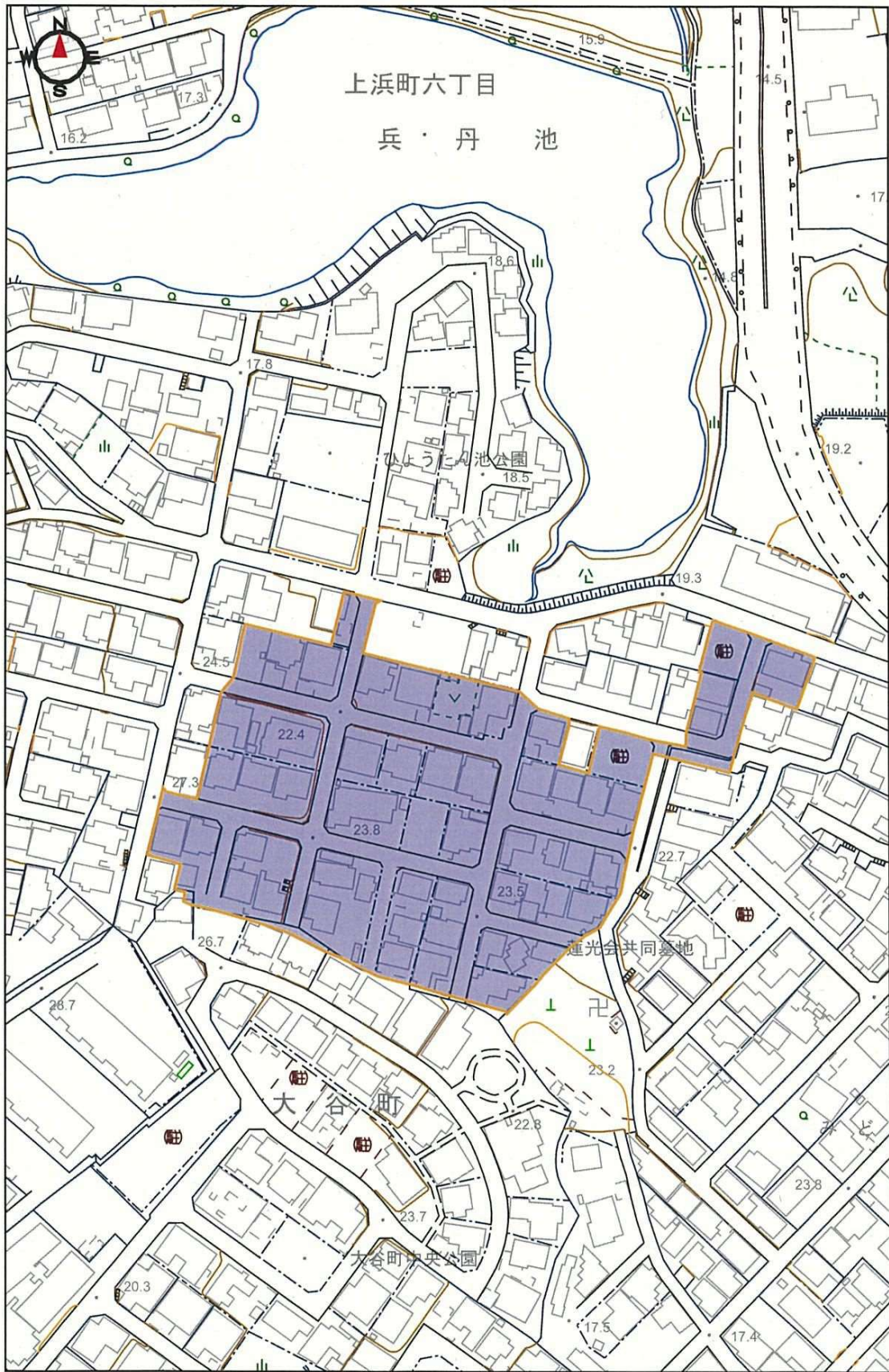
0 40m
1:1,000

供用開始区域図 広明町、大谷町、観音寺町及び洪見町
R8.3.31



0 100m
1:3,300

津北部第14処理分区

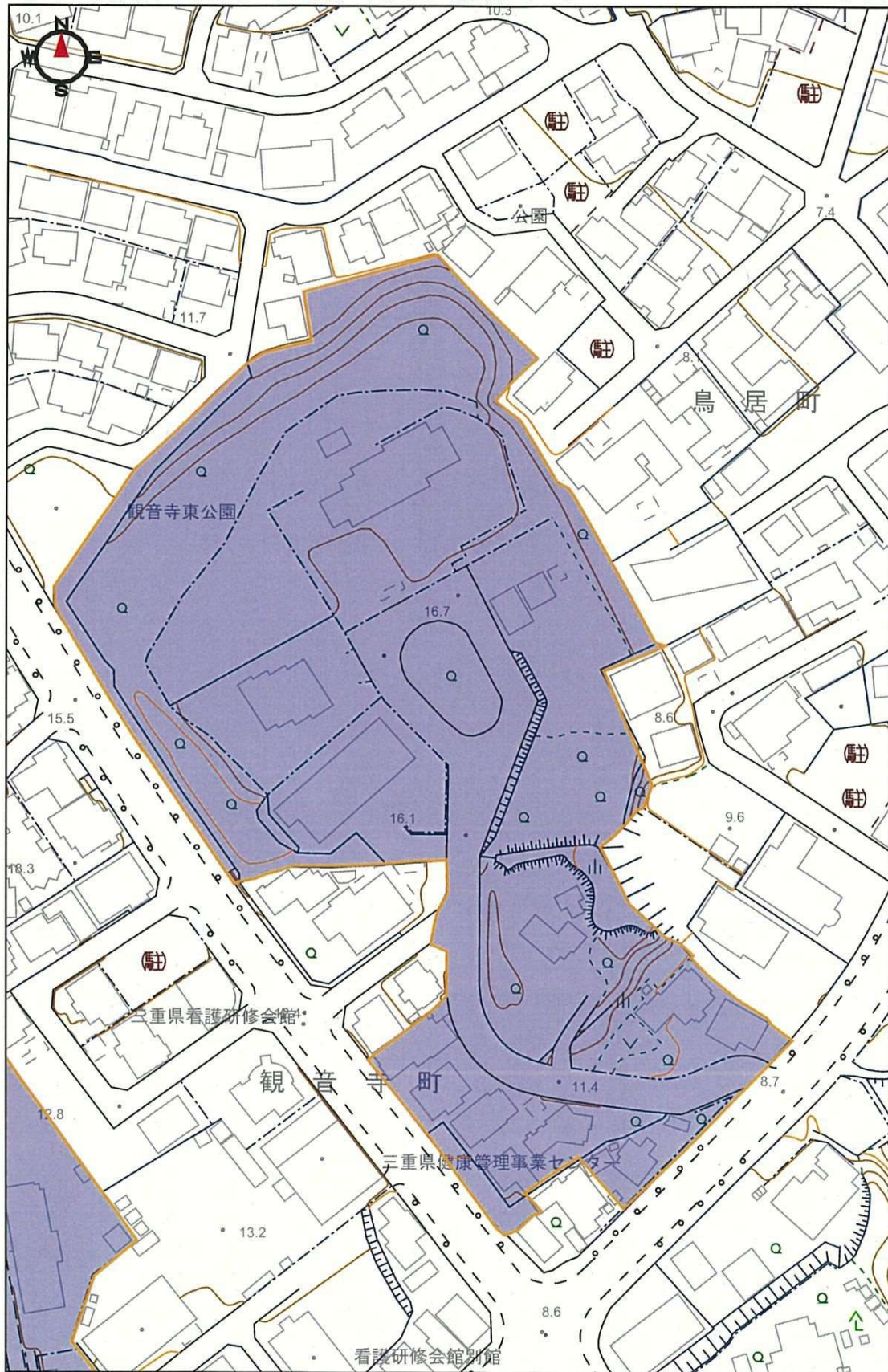


津北部第14処理分区

0 90m
1:2,000

供用開始区域図 鳥居町及び観音寺町

R8. 3. 31

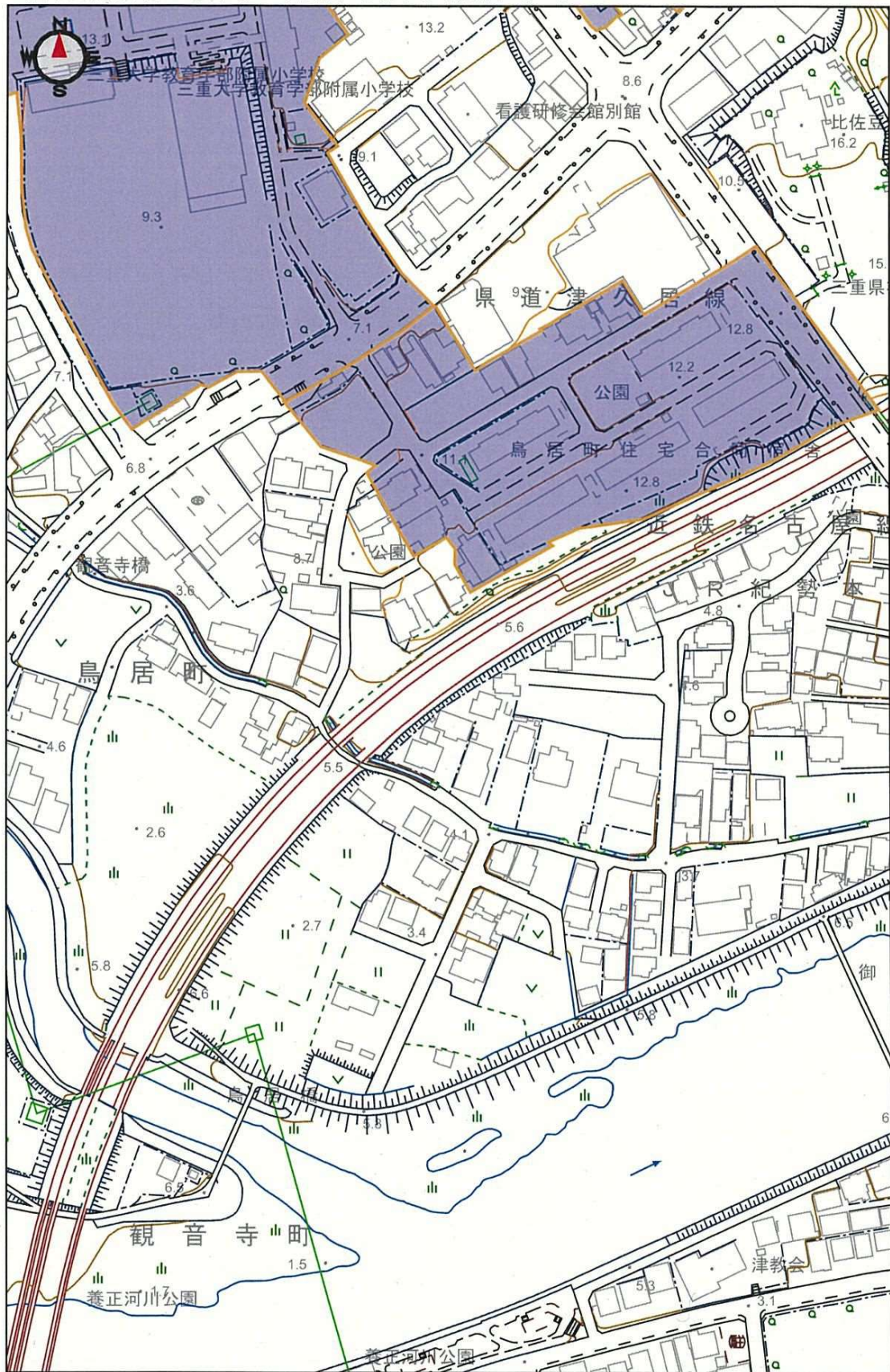


0 70m
1:1,500

津北部第15-1処理分区及び
津北部第15-2処理分区

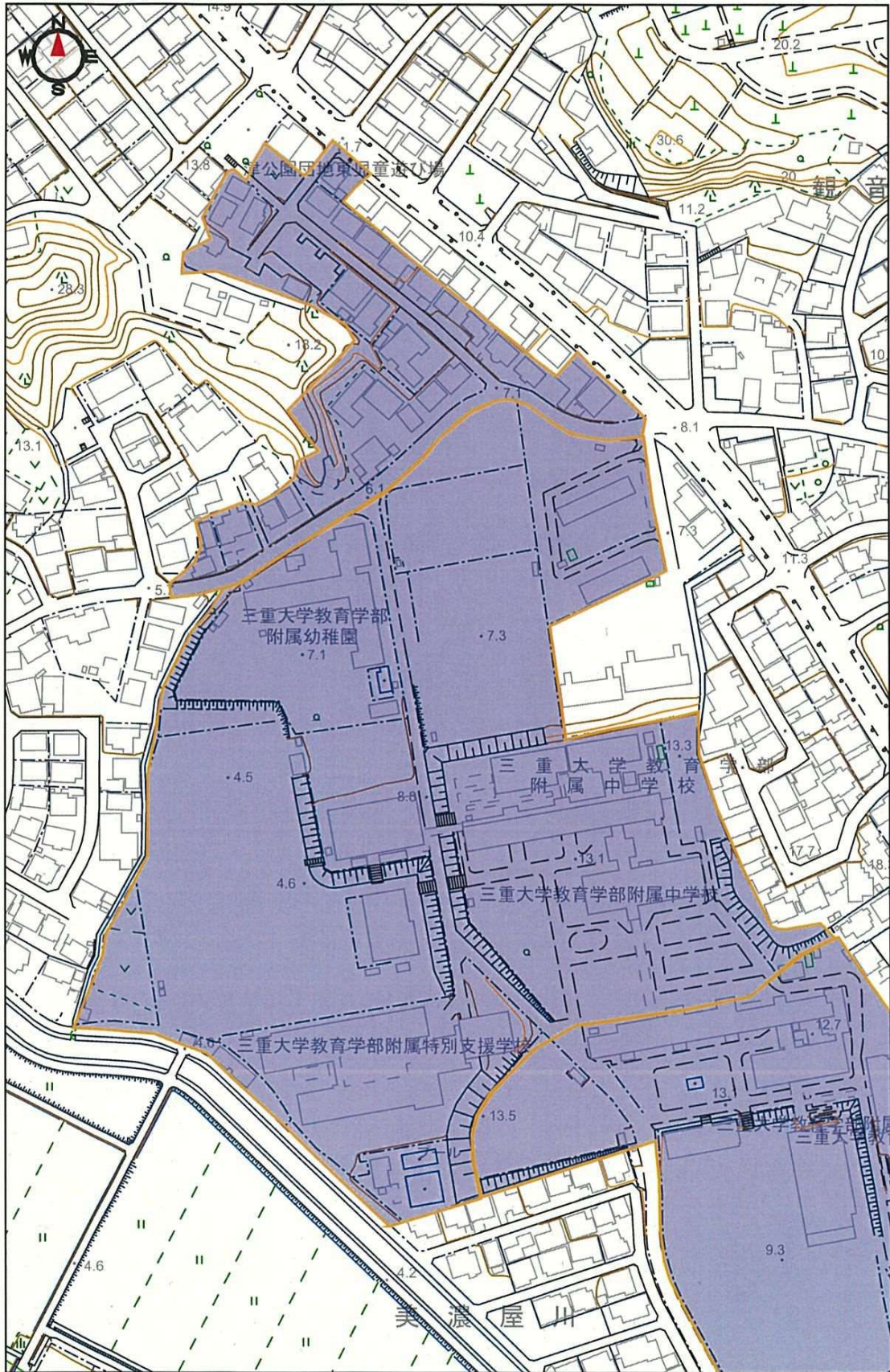
供用開始区域図 鳥居町及び観音寺町

R8. 3. 31



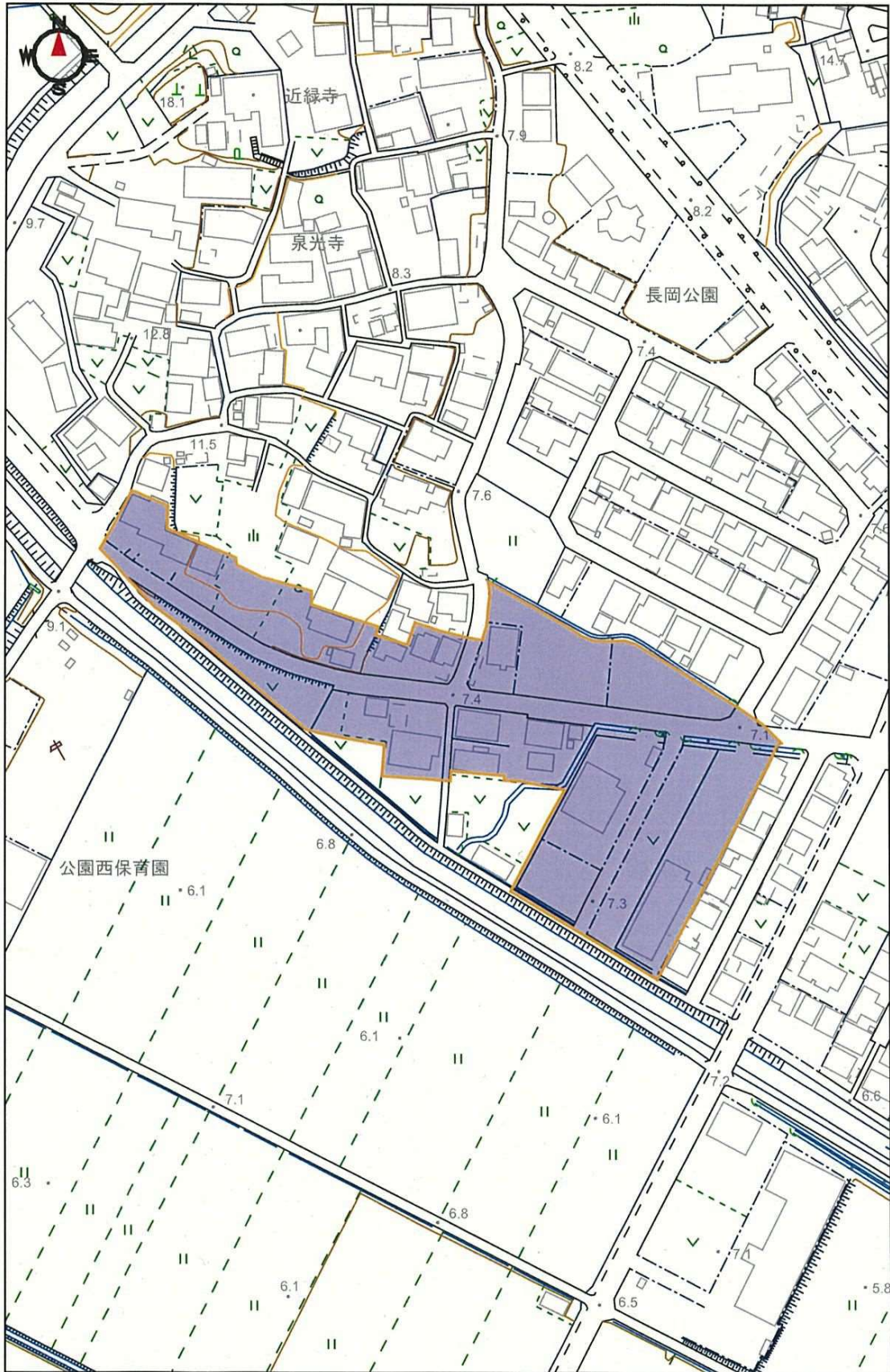
0 100m
1:2,200

津北部第15-2処理分区



供用開始区域図 長岡町

R8. 3. 31

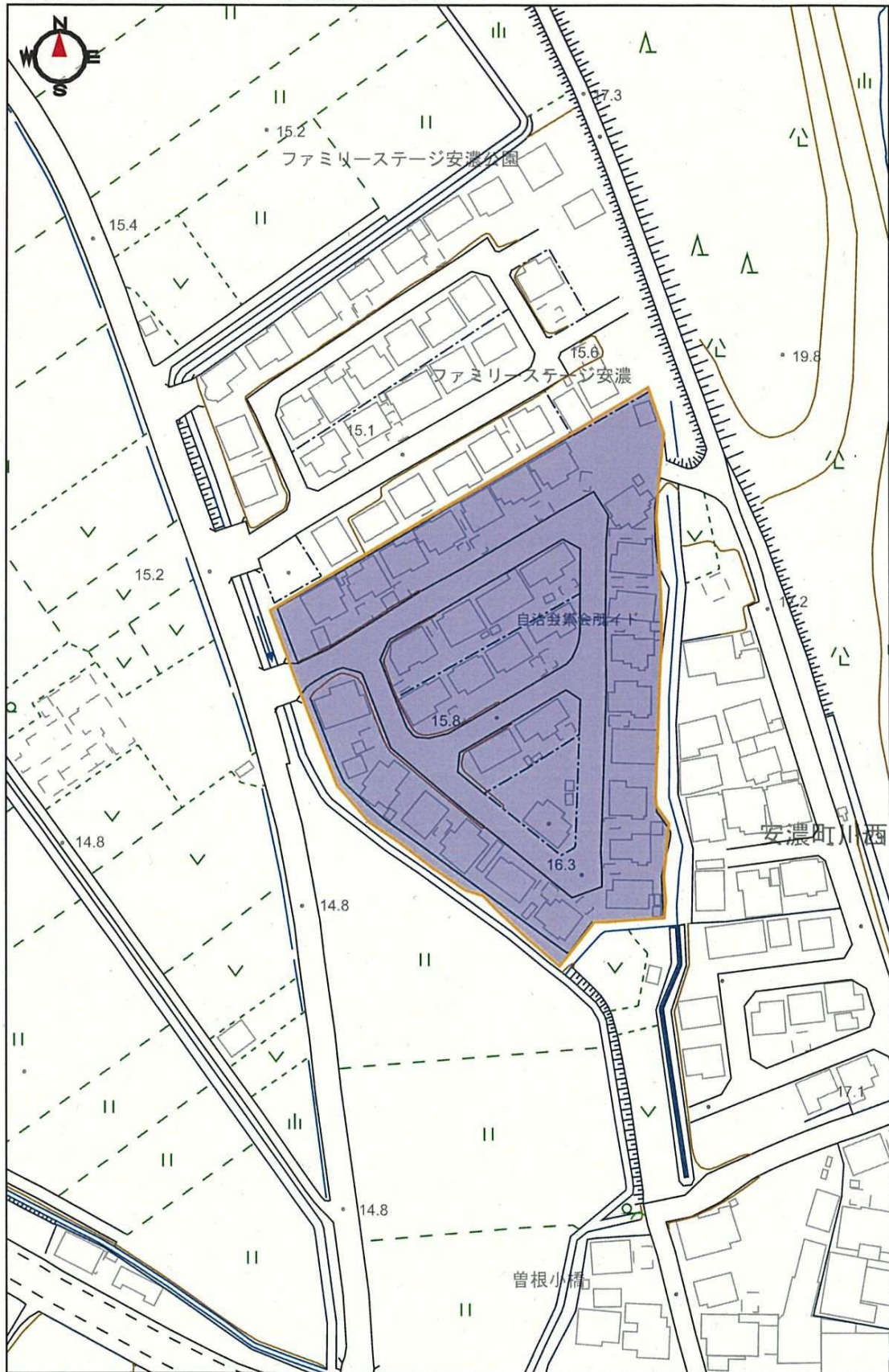


0 90m
1:2,000

津北部第17-2処理分区

供用開始区域図 安濃町川西

R8. 3. 31

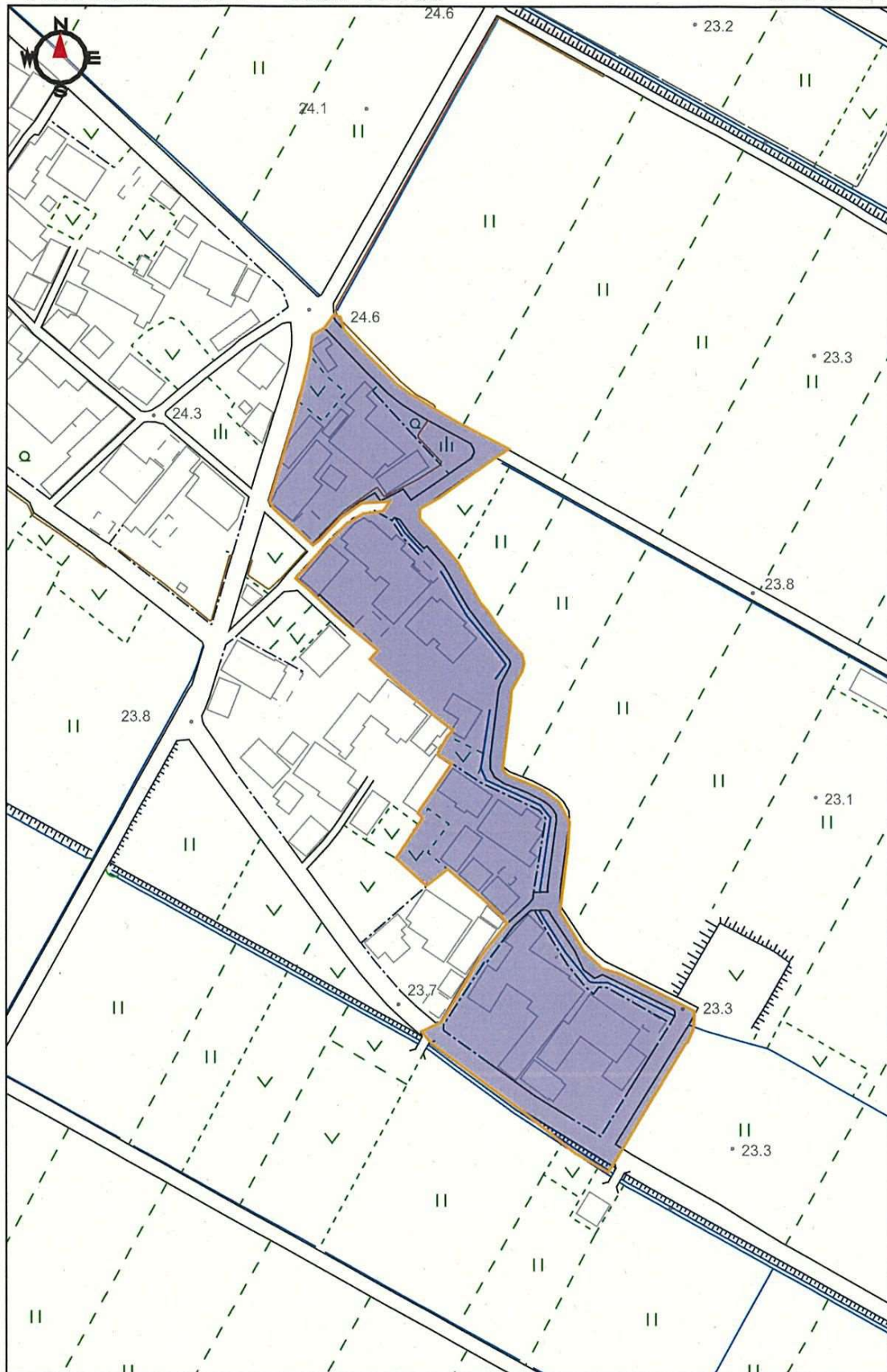


0 70m
1:1,500

曾根西処理分区

供用開始区域図 安濃町安濃

R8. 3. 31

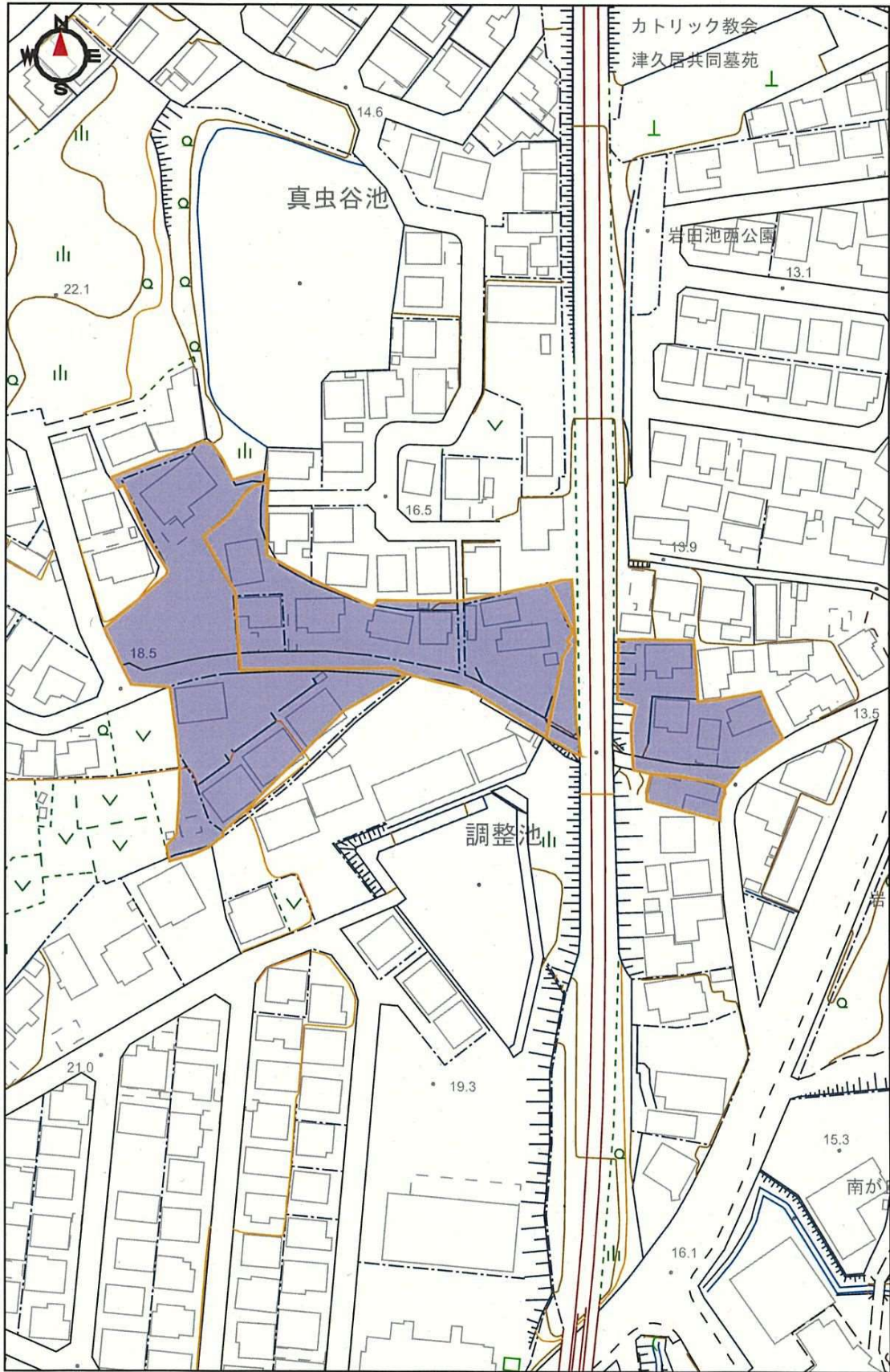


0 70m
1:1,500

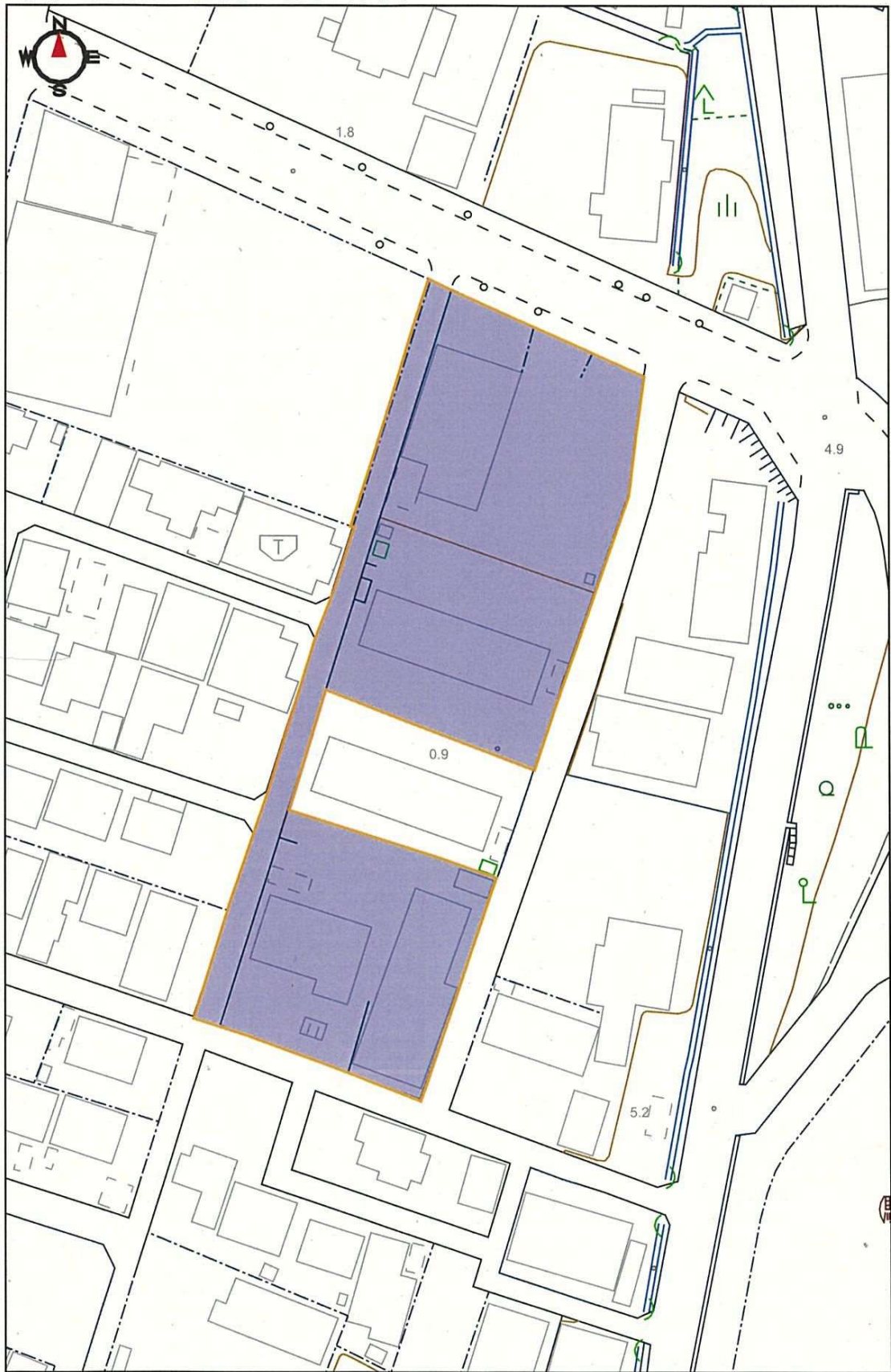
安濃処理分区

供用開始区域図 半田

R8. 3. 31

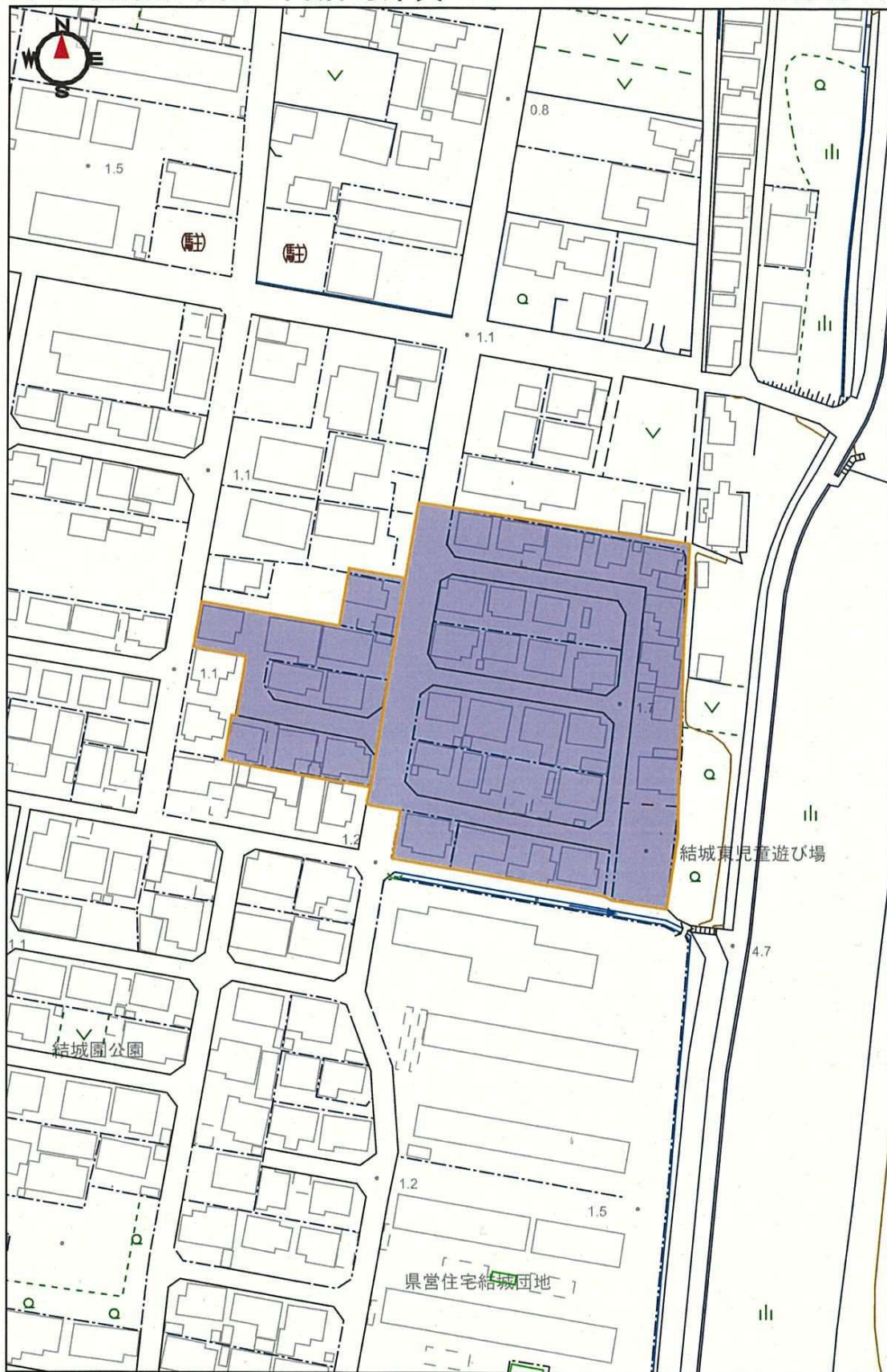


津第5-3処理分区



0 40m
1:1,000

津第5-4处理分区

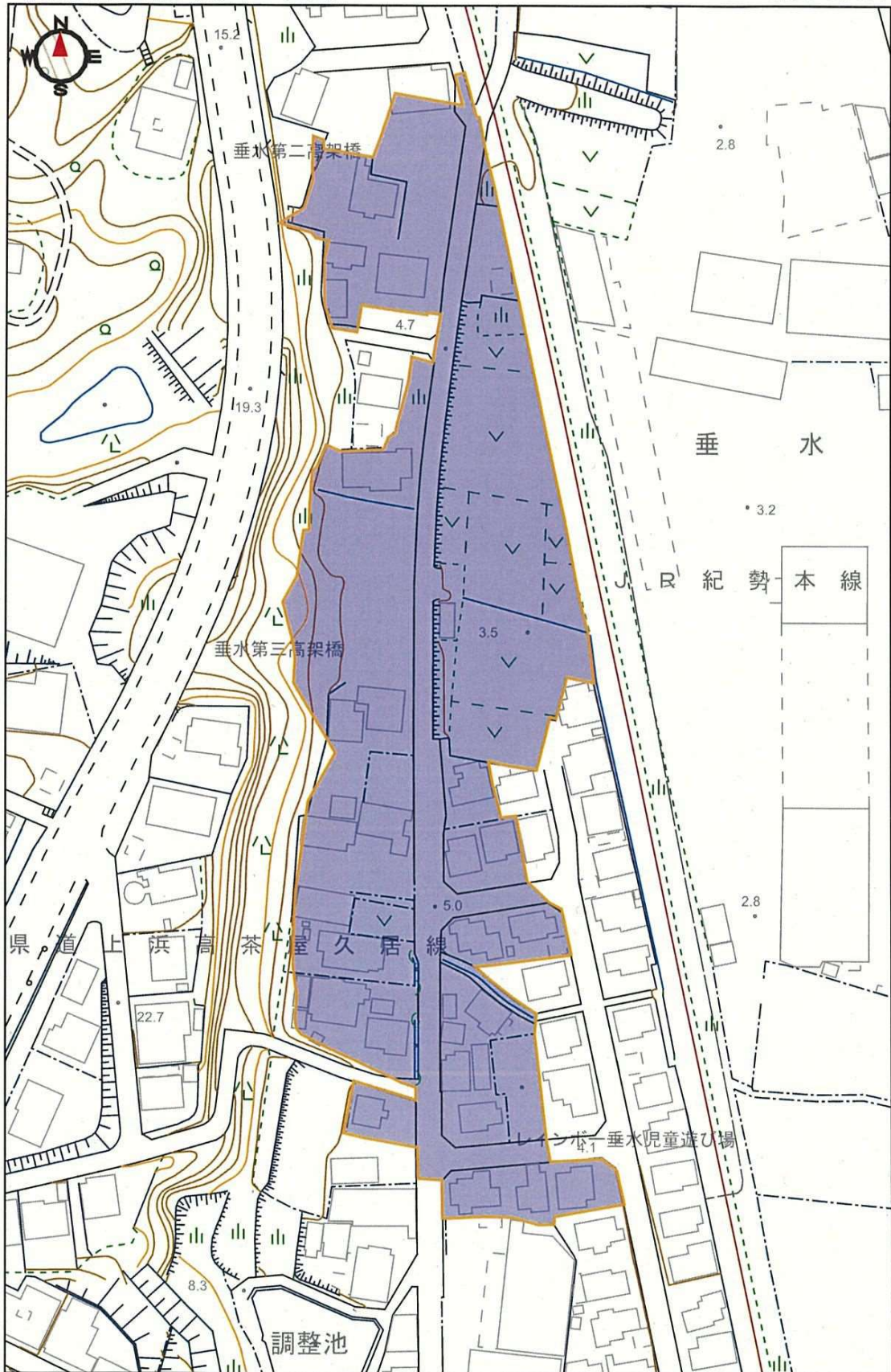


0 70m
1:1,500

津第5-2処理分区

供用開始区域図 垂水

R8. 3. 31



津第5-1処理分区

津市上下水道事業公告第4号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年3月2日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公告日	令和8年3月2日	工事担当課	下水道工務課	
工事名	令和7年度下工維補第3号 東丸之内及び大門地内下水道管更生工事			
工事場所	津市 東丸之内及び大門 地内			
工事概要	管きょ内面被覆工 442m 管布設工(管径300mm) 30m			
工期	契約締結日から起算して188日間			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成27年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり下水道管更生工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている工法に限る。専門技術者の項において同じ)による本管1スパン以上の下水道管更生工事等		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
現場代理人		常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
専門技術者		下水道管更生工法の施工技術の認定証等を有する者(専任の監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日~令和6年9月30日)			
	下水道管更生工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている自立管工法のうち、当該工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。)の協会員であること			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年3月11日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで		
	回答日	令和8年3月18日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年3月3日 から 令和8年3月23日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年3月26日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	87,968,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入札保証金	免除	
前金払	有	部分払	無	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)のとおり郵送してください。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 			

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年3月2日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和7年度下工公補第17号 天神第2雨水幹線築造工事			
工 事 場 所	津市 高茶屋小森上野町 地内			
工 事 概 要	水路工(B1800×H1500) 120m 水路工(B1700×H1500) 14m			
工 期	契約締結日から起算して280日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
その他要件				
総合評価落札方式に関する事項	総合評価方式の種類	工事成績重視型(津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号)		
	評価項目、評価の内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり		
	総合評価点の算出	加算方式： 総合評価点＝価格点(80点満点)＋価格以外の評価点(20点満点) 価格点の算出方法は以下のとおりとする。 ア. 入札価格>低入札価格調査基準価格の場合 価格点＝80点×失格基準価格÷{失格基準価格+(低入札価格調査基準価格-失格基準価格)÷3+(入札価格-低入札価格調査基準価格)} イ. 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合 価格点＝80点×失格基準価格÷{失格基準価格+(入札価格-失格基準価格)÷3}		
	評価方法及び落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、入札金額が予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、電子くじ引きにより決定する。ただし、総合評価点が最も高い者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満であれば、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。		
	【提出資料】 評価項目算定資料	・【第1号様式】評価項目算定資料届出書		
		・【第5号様式】施工実績評価資料 ・同種・同規模工事の元請実績について確認できる書類(コリンズ登録等の写し)		
		・社会貢献に関する資料(障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し)		
・【別紙様式】市内本店業者施工率評価資料				
・【別紙様式】手持ち工事量評価資料 ・手持ち工事に係るコリンズ登録の写し及び経営規模等評価結果通知書の写し				
・【第6号様式】配置予定技術者評価資料 ・配置予定技術者に係る同種・同規模工事の実績について確認できる書類(コリンズ登録等の写し) ・配置予定技術者の保有する資格証(監理技術者資格者証)の写し ・建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)が発行した学習履歴証明書等の写し				

		<ul style="list-style-type: none"> ・【別紙資料】建設キャリアアップシステム評価資料 ・事業者IDの写し等 	
	価格以外の評価点の公表（審査結果）	令和8年3月26日 津市入札情報公開システムにて公表	
	審査結果照会	令和8年3月30日 までに自らの審査結果について書面により照会することができる。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。	
評価項目算定資料の提出方法	提出方法	持参に限る （提出先）上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）	
	提出期限	令和8年3月23日 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで ※期限を過ぎた場合は一切受け付けません。	
設計図書等に関する質問	提出期限	次のおり、指定の質問書にて提出すること 令和8年3月11日（持参の場合）受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで （FAXの場合）提出期限日の午後5時まで	
	回答日	令和8年3月18日 津市入札情報公開システムにて回答	
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階） FAX 059-237-5819	
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる	
	入札期間	令和8年3月3日 から 令和8年3月23日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。	
開札日時及び場所	令和8年3月31日 午前9時00分 津市上下水道庁舎 2階 入札室		
予定価格	90,698,000 円（税抜き）		
低入札価格調査基準価格	有	本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。 なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。 ・監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。 ・契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。 ・前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。	
重点調査基準価格	有	低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における基準価格として、重点調査基準価格を設定する。 重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	
失格基準価格	有	失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。 失格基準価格は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 ただし、スクラップ評価額が計上されている場合は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額から、スクラップ評価額を控除した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	
最低制限価格	有	積算内訳書	要
契約保証金	契約金額の100分の10以上		免除
前金払	有	部分払	無
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項、津市建設工事総合評価落札方式試行要領、津市低入札価格調査試行要領のとおりとする。 ・配置予定技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があります。 ・低入札価格調査を経て契約する場合、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件となります。労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年10月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 		

津市教育委員会告示第4号

三重県指定有形文化財の指定により、津市文化財保護条例（平成18年津市条例第245号）第6条第3項の規定に基づき津市指定有形文化財の指定が解除されたことから、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月3日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

解除年月日	令和8年2月24日
種 別	有形文化財（彫刻）
名 称	木造 蔵王権現像
員 数	3 軀
所在地	真福院（津市美杉町三多気）
所有者	真福院

津市選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

令和8年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部 憲夫

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 抹消者数 | 男 1人 女 0人 計 1人 |
| 2 抹消した者の氏名等 | 津市選挙管理委員会事務局にて保管 |
| 3 抹消基準日 | 令和8年3月2日 |

津市選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和8年津市選挙管理委員会告示第29号は廃止する。

令和8年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部 憲夫

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,384人 |
| 2 | 6分の1の数 | 36,530人 |
| 3 | 3分の1の数 | 73,060人 |